基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十八年九月十五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十八年八月三十一日

兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目一番六号
株式会社スタジオアタオ
代表取締役　瀬尾　訓弘

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月三十一日

青森県むつ市柳町一丁目五番一五号
株式会社エフエムむつ
代表取締役　吉原　朋治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月三十一日

茨城県桜川市高森一一二一番地一一
株式会社つくばイワサキ
代表取締役　井澤千多香

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月三十一日

東京都港区三田四丁目八番四一号
株式会社東京技術協会
代表取締役　鈴木　將人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年九月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年八月三十一日

島根県益田市須子町二四番一三号
石見エコー株式会社
代表取締役　佐藤　賢一

限定承認公告

本籍愛知県岡崎市蓑川町字寺辺一一番地三九、最後の住所神奈川県座間市ひばりが丘一丁目三六番一〇号　被相続人　亡　佐藤　和也

右被相続人は平成二十八年三月五日死亡し、その相続人は平成二十八年七月四日横浜家庭裁判所相模原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号虎ノ門四〇MTビル九階
限定承認者佐藤勇人
代理人弁護士　服部　訓子

限定承認公告

本籍長野県長野市大字長野横沢町七一九番地
口号、最後の住所埼玉県川口市大字里九三六番地の一シャルマンコーポ鳩ヶ谷三一〇
被相続人　亡　牧野　善直

右被相続人は平成二十八年六月二十七日死亡し、その相続人は平成二十八年八月二十三日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

神奈川県川崎市高津区明津四八―三
限定承認者　牧野　和子

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市塩浜町三三番地、最後の住所長崎県佐世保市船越町一二〇九番地
被相続人　亡　池田　系司

右被相続人は平成二十八年五月十三日死亡し、その相続人は平成二十八年八月二十二日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月三十一日

京都府京都市右京区梅津大縄場町六番地六
嵐山ロイアルハイツ六―五〇四
相続財産管理人　池田　勝俊

株式交換公告

当社（甲）は、平成二十八年三月三十日開催の取締役会において、平成二十九年三月十七日を効力発生日として、ミツミ電機株式会社（乙、東京都多摩市鶴牧二丁目一一番地二）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

この株式交換は、会社法第七九六条第二項に基づき、会社法第七九五条第一項に定める株主総会の決議による承認を受けずに行います。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十八年八月三十一日

長野県北佐久郡御代田町大字御代田四一〇六番地七三
ミネベア株式会社
代表取締役　社長執行役員　貝沼　由久

株式交換公告

当社（甲）は、テイボー株式会社（乙、静岡県浜松市中区向宿一丁目二番一号）を完全子会社とする株式交換をすることにいたしました。

この株式交換に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の開示状況は次の通りです。

掲載紙　官報

掲載日　平成二十八年七月十三日

掲載頁　六十三頁（号外第一五五号）

平成二十八年八月三十一日

東京都港区麻布十番一丁目一〇番一〇号
ＮＫリレーションズ合同会社
代表社員　ノーリツ鋼機株式会社
職務執行者　松島　陽介

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asuna-accounting.com/company/0020.html

平成二十八年八月三十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー
プライムプロパティーズ特定目的会社
取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額四十五億二千九百万円を一億円減少して四十四億二千九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月六日

掲載頁　六十三頁（号外第八十一号）

平成二十八年八月三十一日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号株式会社
赤坂国際会計内
特定目的会社ストローク・インベストメンツ
取締役　荒川　和也

正　誤

平成二十八年八月三十日掲載の大臣は、次のとおりとなった。

ページ	段	行	誤	正
			内閣総理大臣　安倍　晋三	

平成二十八年三月三十日（号外第七十二号）国土交通省告示第五百四十号（準耐火構造の構造方法を定める件の一部を改正する件）

（原稿誤り）

八五	下	二二	(1)又は(2)を(1)に	(2)又は(3)に
〃	〃	〃	終りから一八	ロ中「第三第三号ロ(1)又は(2)」を「第三第三号ロ(1)から(3)までのいずれか」に
〃	〃	〃	ロ中	、

平成二十八年七月二十九日掲載の水戸家庭裁判所土浦支部に係る平成二十八年（家）第四〇四〇号相続財産管理人の選任中

（原稿誤り）

一二	四	一六	旧年号年月日昭和旧年号年月日明治37年11月12日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　八月三十一日付第一九二号

一一二ページ●同日付政府調達第一六四号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）